

## 「後見制度支援預金」の取扱い開始について

北おおさか信用金庫

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫は新たな商品「後見制度支援預金」の取扱いを開始しますのでお知らせします。

「後見制度支援預金」は、後見制度（成年後見又は未成年後見）により支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭とは別に預託する預金のことです。その口座開設から預金の払戻し、解約まで家庭裁判所の「指示書」に基づき取扱われるものです。

なお、本件は大阪府信用金庫協会と大阪家庭裁判所の間での協議を経て、取扱い開始に至ったものです。

### 記

#### 1. 取扱商品

- ・後見制度支援預金（普通預金）
- ・後見制度支援預金（無利息型普通預金）

#### 2. 取扱開始日

平成31年1月4日（金）

#### 3. 利用対象者

大阪家庭裁判所より後見開始の審判を受けた方で、同裁判所より口座開設の「指示書」の発行を受けた方。

##### 【対象家庭裁判所】

- ・大阪家庭裁判所
- ・大阪家庭裁判所堺支部
- ・大阪家庭裁判所岸和田支部

#### 4. 商品特性

- ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づきお取引いただけます。
- ・キャッシュカードは発行いたしません。
- ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公共債元利金等の自動受取はできません。

※くわしくは商品概要説明書をご覧ください。

※ご不明な点は当金庫窓口までお問合せください。

以上